

児童扶養手当のしおり

【 手当の認定を受けた方へ 】

1 手当の支払日

手当は、新規認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年6回の支払月に支払われます。

支払日	支払対象月
1月11日	11月、12月分
3月11日	1月、2月分
5月11日	3月、4月分
7月11日	5月、6月分
9月11日	7月、8月分
11月11日	9月、10月分

※ 支払日が土・日・祝祭日の場合は、その直前の休日でない日の支払となります。

2 手当を受けることができなくなるとき

次のような場合には手当を受ける資格がなくなりますので、町村の児童福祉担当窓口すみやかに届け出てください。届出をしなかったり、届出が遅れたなどで、資格がなくなったあとも手当の支払を受けた場合は、資格がなくなった月の翌月分からの手当を全額返していただくこととなります。

- ① 婚姻の届出をしたとき
- ② 婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係（異性と同居あるいは、同居がなくても、ひんぱんな訪問があり、かつ生活費の援助がある場合）になったとき
- ③ 児童が死亡したとき（受給者本人が死亡したとき）
- ④ 児童が、児童福祉施設に入所したり、転出などにより、あなたが監護又は養育をしなくなったとき
- ⑤ 遺棄、拘禁などの理由で家庭を離れていた児童の父又は母が帰宅したとき（遺棄のときは安否を気遣う電話、手紙など連絡があった場合を含む。）
- ⑥ その他支給要件に該当しなくなったとき

3 現況届の提出

受給資格者の方は、毎年8月1日から8月31日までの間に現況届を提出していただく必要があります。

この届の提出がない場合は、提出があるまで、1月以降の手当の支払を一時差し止めることとなります。また、2年間この届を出さないと、手当の受給資格を失います。

4 一部支給停止適用除外事由届の提出

受給者の方（養育者を除く。）は、児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年を経過した場合、一部支給停止除外事由届を提出していただく必要があります。

この届の提出がない場合、手当の額が1/2になります。

5 その他の届出義務

上記の届出以外にも、次のいずれかに該当する場合は届出が必要となります。

- ① 対象児童が増えたとき
- ② 対象児童が減ったとき（上記にあてはまる場合や、児童が死亡した場合など）
- ③ 所得の高い扶養義務者と同居または別居するなど現在の支給区分が変更となる時
- ④ 手当証書をなくしたり、破損、汚したりしたとき
- ⑤ 住所が変わったとき
→ 住民担当課と併せて、町村の児童福祉担当窓口にもお越しく下さい。
- ⑥ 氏名・支払金融機関などが変わったとき
- ⑦ 公的年金等の給付を受けることができるようになったとき

※詳しくは、お住まいの町村児童福祉担当課又は県総合支庁福祉担当課にお気軽にお問い合わせください。